	住	宅	バ	ミリ	アフ	ノリ	<u> </u>	改	修	に	伴	う	固	定	資	産	呈月	锐	減	額	申	告	書	
				申士		住	所																	
				告者	Cu		: 名		(به -															
(宛先)狭山市			E.	納	法人に		ては、そ 表者氏		台称															
			ゼ 税 義 務		個人都	番号ス	又は法	人番	号											<u> </u>	<u> </u>	\		/
				者)	電話番号		÷																	
狭	山市	税多	条例	附則	第10纟	条の:	3第9耳	頁の	規制	定に	より	、下	記の	とお	り国	司定	資		党の		を見を見			
				物					<u></u> 件					内					<b>1</b> 小口	 容	+		月	日
所	在	地	狭山						111						ā	京 厚	<b>是</b> 7	番	号	<u>тн</u>				
<u>//</u> 種		類	V (		住宅	併月	住宅	マ	ンシ	ョン		構		ì	告	<i>,</i> - /_			<u> </u>					
	面	積	居	住音	部 分				$m^2$	その	他0	)部:	分				m²	合			計			m²
建 築	年 月	目				年	1	月		F	1	登	記 年	月	目					年		月		日
												全	体	工事	事	,用								円
									バ	IJ	ア	改值	多に星	更した	費用	1			•••••				•	円
	: 工 了	事日			年	月	月	日	フリー		_	改值	改修に伴う補助金等②			2)		••••				•••••	円	
ノレ	1								改值	修費用		差引金		額	① -	1) — ②			••••					円
													7 並 級 ① ② ② 自己負担額50万円を				超ラスものが			<b>対象</b> (注)		•••••		
提出	でキ	12										/•\ F	ر <i>ب</i>	× 117.11′	800	/J   .	1 6 4	ピノし	- W O .	• > 13 · )	~1 3×	.11./		
かっこ			<b>※</b> ⊥	事完	了日か	ら3カ	・月以 F	力に	提出	でき	なか	った	場合	のみ	記入	して	くだ	さい	٠					
						_					-						•							
改修 必要と	工事	を	氏 (生	: 年	月日)			年	年 月 日			住		Ī	所									
少安の	二力	該旨	当す	る部	分		6	5歳」	以上	の高	齢者		障	害	者		要	介部	蒦•要	支援	認定	者		
世帯区	分等	状汎	上確認	j																				
本申告書の審査にあたり世帯区分・現住所・介護保険給付・補助制度利用状況等を資産税課が各担当課へ照会することに											ナること													
<b>V</b>						同意	します	-					同	意し	ませ	<b>6</b>								
※該当 提出し						さい。	同意	され	ない	場合	、審	査の	際に	添付	書類	以夕	トの:	書類	が必	必要と	なっ	た時に	は、そ	の都度

- 添付書類 1. 改修工事の領収書及び工事内訳書もしくは工事明細書の写し並びに工事箇所の改修前・改修後の写真。または、居住安全改修工事が行われた旨を証する書類(増改築等工事証明書)
  - 2. 居住者要件を満たすことを確認できる書類の写し並びに補助金等を受けた場合、それを確認できる書類の写し
  - ※世帯区分等状況確認に同意された方は、2の書類は必要ありません。
  - 注意 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者(納税義務者)の個人番号(行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番 号(同条第16項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。なお、個人番号を記載する場合に は、左側を1文字空けて記載してください。

※処理欄(この欄は資産税課で記入します)

電算入力	電算確認	宛	名	コ	_	ド	軽減コード	軽減期間		
								令 和	年度	